

「求人調査」によると、求人情報に掲載されている項目について、実に9割（89.3%）の求人で契約期間の記載がない。

勤務時間については、半数弱（48.6%）が具体的な規定を記載している一方で、「規定がない（自由出勤制）」ということをも明記している求人も2割弱（18.1%）みられる。また、具体的な時間帯を記載しながらも、相談に応じるという募集も見られ（「要相談（21.6%）」）、時間についての記載がない募集は1割にとどまった。（11.7%）。

3割（32.5%）の求人では福利厚生に関する記載があり、具体的には「保育補助あり」「寮完備」「研修有り」が大半となっている。

また、「事業所アンケート」によると、「口頭（電話を含む。）」で契約を結ぶケースも2割弱（15.7%）存在する。これに関連して、例えば、建設業界の「一人親方」については、労働組合からのヒアリングによると、書面で契約が取り交わされることは少ないとされる。

「求人調査」より、個別の求人情報に着目すると、業務に従事する時間・場所が拘束され、報酬の在り方も時給である者等、業務委託・請負で募集することが適切かどうか懸念される求人も散見された。求人情報提供事業者において、「雇用」と「業務委託・請負」の区別が曖昧となっているケースが多いと考えられる。また、業務委託・請負とはどういう働き方かを説明している求人媒体は少なかった。

求人内容を見ると、上記事例②のように、求人者の側が、雇用契約に基づく就業か業務委託・請負契約に基づく就業かを選択できるとされている場合が少なくない。このような求人について、個人請負型就業者への「面接調査」からは、「兼業が可能なこと」から業務委託・請負契約に基づいて就業することを自発的に選択する者がいることが確認できた。しかし、他方で、求人情報提供事業者からのヒアリングによれば、求職者としては雇用契約に基づく就業を希望しながらも、求人側の要望に応じて業務委託・請負契約を締結するケースもあることが指摘されている⁹。

このほか、「面接調査」では、出来高に基づく報酬であることを契約の際に初めて知った者もいた。

（4）就業実態

「事業所アンケート調査」や「面接調査」、研究会ヒアリングによると、就業者にできるだけ裁量を与え、労働者性が強くないような工夫をしている企業が存在する。しかし、他方で、「求人調査」によれば、時間・場

⁹ 例え、本人が雇用されて働く労働者としてではなく、業務委託・請負契約に基づく就業を選択したとしても、現在の判例によれば「労働者」であるかどうかは、就業実態に即して客観的に判断される。

所を拘束し、報酬も就業した時間に対して支払いを行うといった、雇用に近い形で活用する企業が確認できた。

報酬の水準も多様である。報酬について、労働政策研究・研修機構「日本人の働き方総合調査」(平成 17 年)によれば 500 万円未満が大半である。

他方、インディペンデント・コントラクター協会会員)の約 25%が年収「1,000 万円～1,499 万円」であった¹⁰。行う業務の専門性等に応じて収入の面で大きな差が存在すると考えられる。

また「事業所アンケート調査」によると、業務委託契約従事者が雇用保険や労災保険、厚生年金保険に加入していると回答した事業所もそれぞれ 1～3 割程度存在する。雇用契約と業務委託・請負契約の違いが企業に十分に理解されていない可能性が指摘できる。

業務内容については、「事業所アンケート調査」によると、個人請負型就業者とほとんど同じ業務に従事している正社員がいると回答した事業所が 24.3%存在している。また、「求人調査」から、求人情報においても、「雇用」と「請負」の求人において業務内容に差がないケースが存在した。ただし、そうしたケースにおいては、道具の費用負担関係や報酬の算定方法が異なっている場合が多かった。

また、「事業所アンケート調査」によると、回答事業所とのみ委託契約を交わしている個人請負型就業者の割合が、「9～10 割程度」という回答が 46.5%、「7～8 割程度」が 12.9%を占めた。

個人請負型就業者の相当数が 1 社に専属していると考えられる。

(専門性が高い個人請負型就業者)

インディペンデント・コントラクター協会からのヒアリングによると、専門性が高い個人請負型就業者については、以下のような実態がある。

勤務時間は比較的長いが、時間配分や作業手順に関して裁量が大きく、また自分で意思決定できる範囲も広いことから、この働き方に対する満足度は高い。

年収は 1,000 万円～1,499 万円の者が多く、大手企業の管理職経験者が多い。

個人が請負という働き方を選択する理由は、特定の分野のスペシャリストとして働きたいという意思があるからで、購買、経理、財務、情報システム等、様々な分野で活躍をしている。

また、こうした働き方は地方では認知度が低く、主に都市部において行われており、仕事の依頼はほとんどが人づてによる紹介で行われている。

¹⁰ 山田久,(2008),「個人業務請負の実態と将来的可能性—日米比較の観点から『インディペンデント・コントラクター』を中心に」,「日本労働研究雑誌」, No. 566, p. 4-16 による。